

令和3年3月17日  
東京税関業務部

関係各位

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動について

令和2年4月から令和3年3月上旬までの日米貿易協定税率の適用を受ける牛肉（日米貿易協定適用牛肉）の輸入数量が、日米貿易協定に定められた令和2年度の輸入基準数量を超過したため、令和3年3月18日から令和3年4月16日までの間、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定により、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードが発動されることとなりました。本件発動内容等の詳細につきましては別添をご参照ください。

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第1部門  
電話：03-3599-6337

(別添 1)

令和 3 年 3 月  
財務省関税局・税関

## 日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動

### 1. 概要

日米貿易協定税率の適用を受ける牛肉（以下「日米貿易協定適用牛肉」という。）（参考 1）については、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月上旬までの輸入数量が、令和 2 年度の日米貿易協定に規定する輸入基準数量（参考 2）を超えたため、本年 3 月 18 日から同年 4 月 16 日までの間、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定により、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガード（以下「牛肉セーフガード」という。）が発動されることとなりました。

#### 【牛肉セーフガード】

日米貿易協定適用牛肉の輸入数量が、日米貿易協定に定められた輸入基準数量を超えた場合、一定の水準まで関税率を引き上げる措置。

	(関税率)	
	(発動前)	(発動後)
牛肉 (生鮮・冷蔵及び冷凍)	25.8%	→ 38.5%
牛のくず肉（ほほ肉及び頭肉） (生鮮・冷蔵及び冷凍)	34.7%	

(参考 1) 日米貿易協定適用牛肉に係る品目番号

0201.10-000、0201.20-000、0201.30-010、0201.30-020、0201.30-030、  
0201.30-090、0202.10-000、0202.20-000、0202.30-010、0202.30-020、  
0202.30-030、0202.30-090、0206.10-020、0206.29-020

(参考 2) 輸入基準数量

令和 2 年度における輸入基準数量：242,000 トン

### 2. N A C C S 用品目コードの使用

本年 3 月 18 日以降、日米貿易協定適用牛肉のうち 0206.10-020 及び 0206.29-020 の輸入申告等を行う場合には、

- ・ 牛肉セーフガードに対応する N A C C S 用品目コード（暫定法第 7 条の 8 発動時）

を使用してください。

なお、第 02.01 項及び第 02.02 項の牛肉も牛肉セーフガードの対象となりますが、牛肉セーフガード発動期間中の同協定の関税率と国定税率（暫定税率）が同一であるため、日米貿易協定に対応する N A C C S 用品目コードを使用して輸入申告等をした場合であっても、N A C C S 上、自動的に「T：暫定税率」が適用されます。

また、牛肉セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、牛肉セーフガード発動期間終了後に日米貿易協定税率の適用を受けて蔵出輸入申告を行う貨物については、日米貿易協定に対応する N A C C S 用品目コード等を用いて蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行っていただく必要があります。この場合、蔵入承認申請時に原産品申告書を提出してください。

詳細については、N A C C S 利用者向け掲示板をご参照ください。

## 報 道 発 表

令和3年3月17日  
財 務 省

## 日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードを発動します

令和2年4月から令和3年3月上旬までの日米貿易協定税率の適用を受ける牛肉（日米貿易協定適用牛肉）の輸入数量が、日米貿易協定に定められた令和2年度の輸入基準数量を超過したため、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、以下のとおり、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードを発動します。

## （発動期間）

令和3年3月18日から同年4月16日までの間（30日間）

## （関税率）

	発動前		発動後
牛肉 （生鮮・冷蔵及び冷凍）	25.8%		
		→	38.5%
牛肉のくず肉（ほほ肉及び頭肉） （生鮮・冷蔵及び冷凍）	34.7%		

## （参考1）日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの概要

- 日米貿易協定適用牛肉の輸入数量が同協定に定められた輸入基準数量を超過した場合、一定の水準まで関税率を引き上げる措置。
- 年度の初日（4月1日）から旬ごと（上旬：1日から10日まで、中旬：11日から20日まで、下旬：21日から月末日まで）に輸入数量を計上。
- 輸入数量が輸入基準数量を超過した旬の終了後から5執務日目の翌日に発動。
- 発動期間は1月までに超過した場合は発動日から年度末（3月31日）までの間、2月中に超過した場合は発動日から45日間、3月中に超過した場合は発動日から30日間。

（参考2）令和2年4月から令和3年3月上旬までの日米貿易協定適用牛肉の  
輸入数量及び令和2年度の輸入基準数量

- 輸入数量：242,229トン
- 輸入基準数量：242,000トン

## 【問い合わせ先】

財務省関税局関税課

（代表）03-3581-4111 （内線）2483

（直通）03-3581-4786